

# 第1章 調査の概要

## 1 調査の趣旨

近年、いわゆる非正規労働者の割合は、全雇用者の約4割を占めている。

一方で、雇止めや期間途中での解雇に代表される雇用の不安定さ及び正規雇用労働者との間の不合理な待遇差が、社会的格差や少子化の要因となるなど、社会問題化してきている。こうした課題を解決する一つの方策として、有期雇用労働者の雇用条件や労働環境を整備・改善していくことが求められている。

今回は、前回調査からの経年比較を行うとともに、労働契約法第18条に基づく無期転換の本格化や、令和2年4月に迫ったパートタイム・有期雇用労働法の施行及び同一労働同一賃金ガイドラインの適用開始などの情勢の変化が、今後の有期雇用にどのような影響を及ぼすかを調査し、今後の有期雇用労働者の処遇改善のための労働行政上の基礎資料とするものである。

契約社員及び他の就業形態の定義は以下のとおり。

契約社員	: 一日の所定労働時間及び一週の所定労働日数が正社員とほぼ同じで、期間の定めのある契約に基づき直接雇用されている者。
無期転換社員	: 上記、契約社員の有期労働契約が5年※を超えて更新され、申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換された労働者。
正社員	: フルタイムで仕事に従事し、特に雇用期間を定められていない者。なお、他企業への出向者は除く。
有期パートタイマー	: 一般的に正社員より一日の所定労働時間が短いか、一週の所定労働日数が少ない者で、雇用期間の定めがある者。
無期パートタイマー	: 一般的に正社員より一日の所定労働時間が短いか、一週の所定労働日数が少ない者で、雇用期間の定めがない者。
嘱託社員	: 定年退職者等で、一定期間再雇用する目的で契約し雇用されている者。
派遣労働者	: 「労働者派遣法」に基づき、派遣元事業所より派遣されている者。

※5年経たずに無期転換した社員も含む。当初から無期の社員は含まない。

## 2 調査の対象

(1) 事業所：都内の常用従業者規模30人以上の3,000事業所

(2) 従業員：事業所調査の結果から協力を得られた事業所の契約社員及び無期転換社員計2,000人

※調査対象事業所については、平成28年経済センサスー活動調査（44,561事業所）より無作為抽出した。なお、常用労働者規模が30人未満と回答した事業所についても集計対象とした。

※調査対象従業員については、協力が得られた事業所に属する従業員を対象とした。

### 3 調査の方法

事業所及び従業員に対してそれぞれ以下を調査の手法とした。

- (1) 事業所：調査票の郵送配布、郵送回収
- (2) 従業員：事業所を通じて調査票を配布し、その後郵送にて直接回収

### 4 調査の期間

事業所及び従業員本人に対してそれぞれ以下の期間で実態調査を実施した。

- (1) 事業所：令和元年9月13日に郵送し、同年10月15日を返信投函締め切りとした。
- (2) 従業員：令和元年10月16日に郵送し、同年11月13日を返信投函締め切りとした。

### 5 調査票の回収及び集計状況

調査票の回収状況は、事業所及び従業員別に以下のとおりであった。

	発送数 (A)	回収数 (B)	回収率 (B/A)
事業所調査	3,000	723	24.1%
従業員調査	2,000	410	20.5%

※回収のあった事業所のうち契約社員を雇用しているのは 327 事業所 (45.2%)。

※回収のあった事業所のうち無期転換社員を雇用しているのは 119 事業所 (16.5%)。

### 6 用語の説明

#### (1) 雇止め

更新が可能な有期労働契約を締結している場合に、使用者が有期労働契約を更新しないこと。ただし、あらかじめ労働者が契約の更新を希望しない旨を申し出ていた場合を除く。また、契約期間の途中で雇用契約を解約する場合を含まない。

#### (2) 均衡待遇

短時間・有期雇用労働者と通常の労働者との間で、①職務の内容、②職務の内容・配置の変更の範囲、③その他の事情を考慮して不合理な待遇差を禁止すること。

#### (3) 均等待遇

短時間・有期雇用労働者と通常の労働者との間で、①職務の内容、②職務の内容・配置の変更の範囲が同じ場合は、短時間・有期雇用労働者であることを理由とした差別的取扱いを禁止すること。

#### (4) 無期転換ルール

2013年4月1日以降に開始または更新した有期労働契約の通算契約期間が5年を超える場合に、労働者から申込みがあれば、無期労働契約に転換すること。

## 7 利用上の注意

- (1) 「n」は回答者数を表す。
- (2) 集計表の数値は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、割合の合計が100%とならない場合がある。
- (3) 複数回答を可とした設問では、内訳の和が計の数値を超える場合がある。また、選択肢ごとに回答者数(N)に対する割合を算出しているため、割合の合計が100%を超える場合がある。
- (4) 概要及び報告書中の図表の単位は、特に記載がある場合を除きパーセント(%)である。
- (5) 概要及び報告書中に用いる「ポイント」とは、パーセントとパーセントとの差を表す。
- (6) グラフ中、「-」と表記したものは、平成27年度調査には存在しない項目を表す。
- (7) グラフ及び統計表中、「\*」を付した数値は、構成比の分母となるサンプル数が少ない(10未満)ため、結果の利用には注意を要する。
- (8) 統計表中、男女別、年代別、企業規模別分析において、「10代」項目については回答が無かったため、「無回答」については分析の必要が無いため、非表示とした。